

第20回 定時株主総会招集ご通知

想いを紡ぎ 新たな未来へ

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による事前の議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申し上げます。

お土産の取りやめについて

株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産は、取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日 時

令和4年3月30日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

場 所

大阪市中央区城見一丁目2番27号
クリスタルタワー 20階 A会議室

目 次

■ 第20回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	5
■ (添付書類) 第20期 事業報告	15
■ 連結計算書類	33
■ 計算書類	36
■ 監査報告書	39

創立100周年のご挨拶

当社は、令和4年2月8日をもって、創立100周年を迎えました。

100周年という大きな節目を迎えることができましたのは、これもひとえに多年にわたり当社をご愛顧いただきましたお取引先様、株主の皆様、そしてこれまでの当社の発展に努力を惜しかなかった先人達と現従業員のおかげであり、その温かいご支援の賜物であると深謝いたします。100年の歩みは必ずしも平坦な道のりではなく、幾度となく歴史の大転換に遭遇する中で、先人達が手探りながらも時代の変化を見据え、着実に一步一步道を切り開いていきました。その挑戦と創造の結果、現在の事業に至っております。

当社は今、次の100年に向けて受け継いだ有形無形の財産を次世代に継承していく責任の重さを強く感じております。当社の創業者である岩井勝次郎翁の訓示である「顧客満足」「重点主義」「公平性」を脈々と受け継ぎ、様々な事業に取り組んで参りましたが、それは絶え間ない事業創出と変革の歴史でもありました。

これからも時代の変化を敏感に感受しながら、広くお取引先様をはじめ社会に役立つ努力を続けていく所存です。100年の歴史を支えていただいた関係者の皆様にあらためて感謝の意を表しますとともに、今後とも変わらぬご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げ、100周年のご挨拶といたします。

令和4年2月8日
株式会社トーア紡コーポレーション
代表取締役社長

岩井 渡



株 主 各 位

大阪市中央区城見一丁目2番27号

クリスタルタワー 18階

株式会社トーア紡コーポレーション

代表取締役 長 井 渡
社 長

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、適切な感染防止策を実施の上開催いたしますが、株主の皆様におかれましても、感染リスクを回避するために、**当日のご来場を極力お控えいただき**、書面（郵送）による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、後記の株主総会参考書類をご検討の上、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年3月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | | | | |
|---------|--|------|--|------|---|
| 1. 日 時 | 令和4年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時） | | | | |
| 2. 場 所 | 大阪市中央区城見一丁目2番27号
クリスタルタワー 20階 A会議室 | | | | |
| 3. 目的事項 | <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">報告事項</td> <td> 1. 第20期（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）計算書類報告の件 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">決議事項</td> <td> 第1号議案 剰余金処分の件
 第2号議案 定款一部変更の件
 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 </td> </tr> </table> | 報告事項 | 1. 第20期（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）計算書類報告の件 | 決議事項 | 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 報告事項 | 1. 第20期（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（令和3年1月1日から令和3年12月31日まで）計算書類報告の件 | | | | |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 | | | | |

以 上

インターネットによる開示について

●本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。

- ①事業報告の「会社の体制および方針」
- ②連結計算書類の「連結注記表」
- ③計算書類の「個別注記表」

なお、監査等委員会が監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類、会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の事項のほか、下記当社ウェブサイトの掲載事項を含んでおります。

●株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

 **当社ウェブサイト** ▶ <https://www.toabo.co.jp/>

議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

後記の株主総会参考書類（5頁～13頁）をご検討の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合

①当日出席によるご行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

令和4年3月30日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

株主総会にご出席いただけない場合

②書面の郵送によるご行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

令和4年3月29日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた当社の対応について、下記のとおりご案内させていただきます。
株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

<出席のご検討について>

- ・本株主総会につきましては、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会**当日のご来場を極力お控えいただき**、書面による事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会への出席をお考えの方におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれも無理なさらず、体調がすぐれないときは出席を見合わせていただきますようお願い申し上げます。

<ご来場される株主の皆様へのお願い>

- ・ご来場の株主様におかれましては、必ずマスクの持参・着用をお願いいたします。なお、マスクを着用いただけない場合は、会場への入場をお断りする場合がございます。
- ・入場に際しましては、受付にて非接触型体温計による検温を実施させていただきます。なお、検温の結果発熱が認められる方、風邪の症状など体調不良と見受けられる方には、会場への入場をお断りさせていただく場合がございます。開会後に体調がすぐれないと見受けられる方につきましても、会場スタッフがお声がけする場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・**昨年に引き続き、お土産の配布は取りやめ**させていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<株主総会当日の当社の対応について>

- ・株主総会の登壇者および運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場の入口付近には、アルコール消毒液を設置させていただきます。
- ・株主総会の議事は、例年よりも円滑な進捗を予定しております。そのため、議場における報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただく場合がございます。
- ・株主様の座席は、ソーシャルディスタンス確保のため、座席の間隔をあけて配置いたしますので、座席数に限りがございます。そのため、満席となった場合には、入場をお断りすることになりますので、予めご承知くださいますようお願い申し上げます。

<今後の状況による対応>

- ・今後の状況によりましては、対応等を変更する場合がございます。株主様にお知らせすべき事項が発生した場合には、順次、当社ウェブサイト（<https://www.toabo.co.jp/>）に掲載をさせていただく予定としております。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして認識しております。各年度において成長投資、財務状況とキャッシュフローなどのバランスを総合的に勘案した上で、適正な利益還元を行うことを基本方針としております。

当社は、本年2月8日をもちまして、創立100周年を迎えました。この大きな節目を迎えることができましたのは、ひとえに株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援、ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

当期の期末配当につきましては、上記の利益配分に関する基本方針とこれまでご支援いただきました株主の皆様への感謝の意を表するため、下記のとおり1株につき普通配当10円に創立100周年記念配当5円を加え15円といたしたいと存じます。

1 配当財産の種類	金銭
2 配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき 金 15円 (普通配当 10円) 記念配当 5円) 配当総額 133,773,780円
3 剰余金の配当が効力を生じる日 (支払開始日)	令和4年3月31日 (木曜日)

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条但書に規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令の定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第16条～第40条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(株主総会資料の電子提供措置)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第16条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条～第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供措置に関する経過措置)</p> <p><u>第 3 条</u> 現行定款第15条の削除および変更定款第15条の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条但書に定める施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生じるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本附則第3条は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	候補者属性	令和3年度における 取締役会出席状況
1	なが い わたる 長 井 渡	代表取締役社長	重 任	17 / 17回
2	く ぼ とおる 久 保 徹	取締役	重 任	13 / 13回
3	みず もり よし のり 水 森 吉 紀	取締役	重 任	13 / 13回
4	と ぐち ゆう ご 戸 口 雄 吾	取締役	重 任	17 / 17回
5	と がわ たか みつ 戸 川 崇 光	取締役	重 任	13 / 13回
6	さか した きよ のぶ 坂 下 清 信	取締役	重 任 社 外	17 / 17回
7	たか しま し ろう 高 島 志 郎	取締役	重 任 社 外	17 / 17回

(注) 取締役久保徹氏、取締役水森吉紀氏、取締役戸川崇光氏の3氏は、令和3年3月30日就任以降の取締役会について記載しております。また、取締役高島志郎氏は、監査役在任時期も含めて記載しております。

1

重 任

候補者番号

ながい わたる
長井 渡
(昭和31年9月28日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年 4月 東亜紡織株式会社入社
 平成16年 4月 当社執行役員財務部長
 平成18年 3月 当社取締役財務部長
 平成24年 1月 当社取締役専務執行役員管理本部長
 平成26年 3月 当社代表取締役社長社長執行役員
 令和元年10月 当社代表取締役社長社長執行役員
 兼 事業開発本部長
 令和 2年10月 当社代表取締役社長社長執行役員 (現任)

所有する当社株式の数

26,800株

選任の理由

長井渡氏は、管理部門の要職を歴任した後、代表取締役社長として、当社をはじめとするグループ会社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上の実現に向け、優れた経営判断能力とリーダーシップを発揮していることから、取締役候補者といたしました。

2

重 任

候補者番号

くぼ とおる
久保 徹
(昭和34年7月15日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月 東亜紡織株式会社入社
 平成21年 4月 トーア紡マテリアル株式会社
 執行役員営業第3部長
 平成23年 1月 同社取締役執行役員カーペット・産資営業部長
 平成26年10月 同社取締役常務執行役員インテリア部長
 平成29年 4月 同社取締役専務執行役員営業・企画統括
 平成31年 3月 同社代表取締役社長
 令和 3年 3月 当社取締役インテリア・産業資材事業担当 兼 同社
 代表取締役社長 (現任)
 (重要な兼職の状況) トーア紡マテリアル株式会社代表取締役社長

所有する当社株式の数

5,600株

選任の理由

久保徹氏は、インテリア産業資材事業部門の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの実績から当社グループの企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

3

重 任

候補者番号

みずもり よしのり
水森 吉紀
(昭和31年11月29日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 4 月 東亜紡織株式会社入社
 平成23年 3 月 当社取締役執行役員事業本部長
 平成24年 1 月 当社取締役 兼 東亜紡織株式会社代表取締役社長
 平成28年 3 月 当社取締役専務執行役員事業本部長 兼 技術本部長
 平成30年 1 月 東亜紡織株式会社取締役会長執行役員
 令和 2 年10月 同社代表取締役社長
 令和 3 年 3 月 当社取締役衣料事業担当 兼 同社代表取締役社長
 〈現任〉

所有する当社株式の数

7,400株

(重要な兼職の状況) 東亜紡織株式会社代表取締役社長

選任の理由

水森吉紀氏は、衣料事業部門や技術部門の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの実績から当社グループの企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

4

重 任

候補者番号

とぐち ゆうご
戸口 雄吾
(昭和39年3月16日生)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和61年 4 月 東亜紡織株式会社入社
 平成23年 1 月 当社不動産管理開発部長
 平成26年 4 月 当社執行役員経営企画本部副本部長
 平成29年 1 月 当社上席執行役員経営企画本部長
 平成31年 1 月 当社上席執行役員経営管理本部長
 平成31年 3 月 当社取締役上席執行役員経営管理本部長
 令和 2 年10月 当社取締役上席執行役員海外事業・商品開発・IT推進・経営企画担当
 令和 4 年 1 月 当社取締役上席執行役員経営企画部長 兼 東京支店長 兼 海外事業・商品開発・IT推進担当〈現任〉

所有する当社株式の数

5,200株

選任の理由

戸口雄吾氏は、衣料事業部門の営業を経験した後、不動産事業部門、管理部門の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの実績から当社グループの企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

5

重任

候補者番号

とがわ たかみつ
戸川 崇光

(昭和38年3月7日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 4月 山口県信用組合入組
 平成5年 6月 大阪新薬株式会社入社
 平成26年 3月 同社取締役常務執行役員
 平成26年 4月 当社ファインケミカル事業部長 兼
 同社取締役常務執行役員
 平成30年 3月 当社ファインケミカル事業部長 兼
 同社代表取締役社長
 令和2年 3月 当社上席執行役員ファインケミカル事業本部長 兼
 同社代表取締役社長
 令和3年 3月 当社取締役上席執行役員ファインケミカル
 事業担当 兼 同社代表取締役社長(現任)
 (重要な兼職の状況) 大阪新薬株式会社代表取締役社長

所有する当社株式の数

4,400株

選任の理由

戸川崇光氏は、ファインケミカル事業部門の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらの実績から当社グループの企業価値向上のために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

6

重任

社外

候補者番号

さかした きよのぶ
坂下 清信

(昭和33年9月11日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年 4月 日本橋梁株式会社入社
 平成18年 6月 同社取締役管理本部長
 平成23年 6月 同社代表取締役社長
 平成26年 4月 同社純粋持株会社への移行に伴いOSJBホール
 ディングス株式会社へ商号変更
 日本橋梁株式会社の商号を事業子会社が承継
 OSJBホールディングス株式会社取締役
 日本橋梁株式会社代表取締役社長(現任)
 平成27年 3月 当社社外取締役(現任)
 令和3年 4月 オリエンタル白石株式会社がOSJBホールディングス
 株式会社を吸収合併
 オリエンタル白石株式会社取締役(現任)
 (重要な兼職の状況) オリエンタル白石株式会社取締役
 日本橋梁株式会社代表取締役社長

所有する当社株式の数

6,900株

社外取締役在任期間

7年

選任の理由および期待される役割の概要

坂下清信氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、これらを活かし独立した立場から当社経営を適切に監督いただいております。今後も企業経営者としての経営的な目線からの経営計画等の策定等に関する助言や意見表明により当社の企業価値向上に貢献いただけるものと期待できるため、社外取締役候補者といたしました。

7

重 任

社 外

候補者番号

たかしま しろう
高島 志郎
(昭和47年7月21日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成11年4月 弁護士登録(大阪弁護士会)
平成15年6月 株式会社光陽社監査役
平成16年6月 太洋株式会社(現 太洋ヒロセ株式会社) 監査役
平成19年2月 株式会社コンテック監査役
平成20年3月 当社社外監査役
平成22年4月 日本包装運輸株式会社監査役(現任)
令和2年5月 株式会社平和堂(監査等委員である)社外取締役(現任)
令和3年3月 当社社外取締役(現任)
(重要な兼職の状況) 日本包装運輸株式会社監査役
株式会社平和堂(監査等委員である)社外取締役

所有する当社株式の数	一株
社外監査役在任期間	13年
社外取締役在任期間	1年

選任の理由および期待される役割の概要

高島志郎氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として当社社外監査役の他数社の監査役および社外取締役を歴任し、高度な専門知識や幅広い知見を有しております。今後も法的な観点から取締役会への提言や助言を行っていただけるものと期待できるため、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式の数は、令和3年12月31日現在であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結し、当社および会社法上の国内子会社の各取締役・監査役・執行役員を被保険者として、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。当該保険の保険料は、取締役会の承認および社外取締役全員の同意を踏まえ、すべての被保険者について、当社が全額負担しております。但し、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 社外取締役候補者に関する事項
(1) 坂下清信氏および高島志郎氏の両氏は、社外取締役候補者であります。
(2) 当社は、坂下清信氏および高島志郎氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合、当該届出を継続する予定であります。
(3) 当社は、坂下清信氏および高島志郎氏の両氏との間で、当社定款の定めに従い、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としており、両氏の再任が承認された場合、上記と同内容の責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠の監査等委員である取締役候補者谷口誠良氏は、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

社外

たにぐち まさよし
谷口 誠良
(昭和31年12月24日生)



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和55年 4月 株式会社泉州銀行(現 株式会社池田泉州銀行) 入行
平成22年 5月 株式会社池田泉州銀行コンプライアンス統括部次長
令和元年 5月 谷口行政書士事務所所長
(現 大阪本町行政書士事務所)
令和 2年11月 大阪本町行政書士事務所所長(現任)

所有する当社株式の数

一株

選任の理由および期待される役割の概要

谷口誠良氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、金融機関勤務時代に培われた財務および会計に関する豊富な経験と専門的な知見を有しており、これらを活かし取締役会の監査・監督の強化に寄与することが期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 谷口誠良氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結し、当社および会社法上の国内子会社の各取締役・監査役・執行役員を被保険者として、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。当該保険の保険料は、取締役会の承認および社外取締役全員の同意を踏まえ、すべての被保険者について、当社が全額負担しております。但し、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 当社は、谷口誠良氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、谷口誠良氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏との間で当社定款の定めに従い、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額といたします。

以上

ご参考 第3号議案をご承認いただいた場合の経営体制

当社の取締役が有している能力・経験は、次のとおりであります。

氏名	地位	特に期待する分野・スキル						
		企業経営	営業	財務・会計	法務・コンプライアンス	人事・労務	製造・技術開発	グローバル経験
長井 渡	代表取締役社長	●		●		●		●
久保 徹	取締役	●	●			●		
水森 吉紀	取締役	●					●	●
戸口 雄吾	取締役		●			●		●
戸川 崇光	取締役	●	●	●				
坂下 清信	社外取締役	●	●			●	●	
高島 志郎	社外取締役	●			●			
川崎 隆行	取締役 常勤監査等委員			●	●			
丸岡 健二	社外取締役 監査等委員	●	●					●
伊藤 久弥	社外取締役 監査等委員			●	●			●

[専門性・経験の詳細]

企業経営	企業経営経験の有無
営業	営業・マーケティングの経験や知識・専門性
財務・会計	財務・会計やファイナンスの経験と専門性
法務・コンプライアンス	法律の知識やリスクマネジメントの経験と知識
人事・労務	人事や労務に関する経験と専門性
製造・技術開発	製造や技術開発に関わる経験や知識
グローバル経験	海外事業展開等の経験

(注) 上記一覧表は、取締役の有するすべての知見を表すものではありません。

第20期 事業報告

(令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)

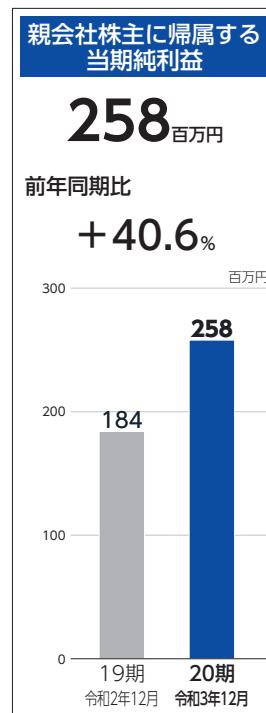
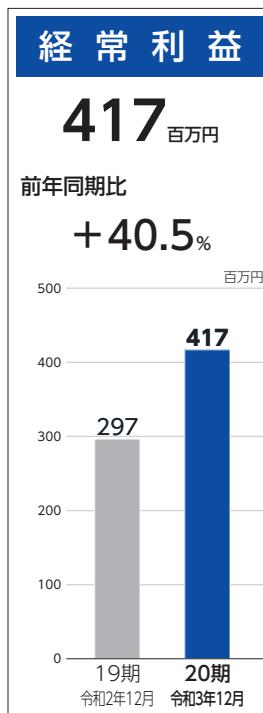
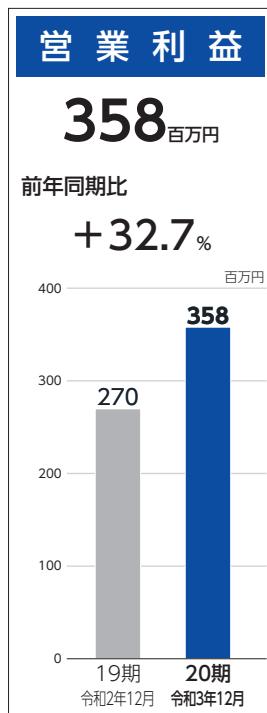
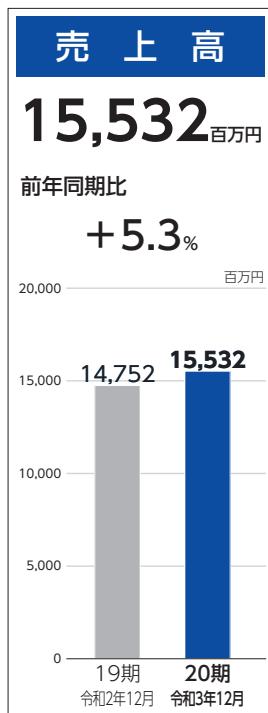
I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスのワクチン接種率が高まり感染状況が改善したことで、緩やかに回復することが期待されておりました。しかし、変異ウイルスの発生による感染再拡大で経済活動が停滞することが懸念され、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは市場ニーズを先取りする高付加価値・高品質商品を提供する「暮らしと社会の明日を紡ぐ企業」として、競争力の強化と収益性の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は15,532百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益は358百万円（前年同期比32.7%増）、経常利益は417百万円（前年同期比40.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は258百万円（前年同期比40.6%増）となりました。



セグメントの概況

衣料事業



主要な事業内容

衣料事業は、各種繊維を原料とする衣料用素材の製造・販売および制服の縫製加工、ニット製品の製造・販売を行っております。

事業報告

新型コロナウイルス感染拡大の影響による市況の冷え込みの長期化は、一般衣料事業全般におよび、減収の要因となりました。

毛糸部門は、ライフスタイルの変化により落ち込んだ需要が回復せず低調でした。

ユニフォーム部門のスクール制服向けは、素材の新規案件獲得は堅調でしたが、ニット製品の受注が低調で、前年並みの売上となりました。損益面では、コスト削減効果により増益となりました。

官公庁制服向け素材は、調達数量減少の影響を受け減収となりました。一般企業向け制服素材は、需要低迷により、新規および追加受注が低調で減収となりました。

テキスタイル部門は、郊外量販店の店舗閉鎖・売り場面積縮小などが一巡し、増収となりました。

毛糸製造販売を主体とする中国現地法人は、中国国内向け、日本向け市場ともに受注が低調であったため減収となりました。

この結果、売上高5,157百万円（前年同期比3.6%減）、営業利益102百万円（前年同期比49.4%増）となりました。

売上高構成比



売上高



インテリア産業資材事業



主要な事業内容

インテリア産業資材事業は、自動車用内装材、住宅建材・排水処理資材・土木資材・緑化資材など様々な用途の産業用資材、インテリア関連製品、オレフィン系短繊維の製造および販売を行っております。

事業報告

国内においては、前年は新型コロナウイルスの影響を大きく受けて生産が大幅に減少しましたが、回復してきており増収増益となりました。

ポリプロファイバー部門は、自動車内装材用原綿は変わらず需要があり、カーペット用原綿も展示会が規模を縮小して開催されていることに加え、オリンピック関連の需要もあり、増収増益となりました。

カーペット部門は、ホテル、オフィス、ダストコントロール用途の需要が減少しましたが、一般資材の回復と生産効率の改善により増収増益となりました。

特殊繊維部門は、生産量が増加し増収増益となりました。

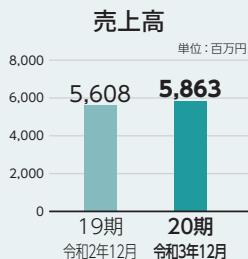
自動車内装材部門は、生産は回復しておりましたが、9月から半導体不足の影響が色濃く出ており微減収増益となりました。

不織布部門は、土木関連が若干落ち込みましたが、寝装、防草、緑化関係が順調に推移して増収増益となりました。

自動車内装材製造販売の中国現地法人は、半導体不足の影響を受け大きく生産数量を落としております。それによって効率的な生産ができず、大幅な減収減益となりました。

この結果、インテリア産業資材事業は、売上高5,863百万円（前年同期比4.5%増）、営業利益90百万円（前年同期比359.3%増）となりました。

売上高構成比



エレクトロニクス事業



売上高構成比



売上高



主要な事業内容

エレクトロニクス事業は、半導体・電子機器の製造および販売を行っております。

事業報告

主力の電動工具向けコントローラーに加え、パワー用半導体の受注が、産業機器、医療機器、衛生関連の分野で大幅増となりました。

一方で、生産部材の逼迫や度重なる原材料の値上げによる収益悪化の懸念がありましたが、調達代替ルート確保、購買部門の強化、取引先への値上げ承認が得られたことなどにより、増収増益となりました。

この結果、売上高2,298百万円（前年同期比42.0%増）、営業利益46百万円（前年同期比401.6%増）となりました。

ファインケミカル事業



売上高構成比



売上高



主要な事業内容

ファインケミカル事業は、ヘルスケア関連薬品、電子材料用、工業用薬品の製造および販売を行っております。

事業報告

電子材料分野はデジタル機器向けとフォトレジスト向けの需要増で増収となりました。

一方で、ヘルスケア分野は医療機関の診察規制や受診控え、競合との価格競争激化、ジェネリック業界の品質不正問題の影響が重なり受注減となり収益が悪化しました。

この結果、売上高1,022百万円（前年同期比4.2%増）、営業利益44百万円（前年同期比27.4%減）となりました。

不動産事業



売上高構成比



売上高



主要な事業内容

不動産事業は、主に郊外型ショッピングセンター・ロードサイド店舗・オフィスビル等の賃貸を行っております。

事業報告

ロードサイド店舗の一部テナントの撤退があったものの、郊外型ショッピングセンターの賃貸収入の増加に伴い増収増益となりました。

佐賀県で運営しているゴルフ練習場は、引き続き新型コロナウイルス感染対策を行い、また、施設のリニューアル工事を実施した結果、来場者数が増加し、増収増益となりました。

この結果、売上高890百万円（前年同期比5.0%増）、営業利益544百万円（前年同期比2.6%増）となりました。

その他の事業



売上高構成比



売上高



主要な事業内容

その他の事業は、自動車学校の運営、ヘルスケア商品の販売などを行っております。

事業報告

自動車教習事業は、学生向け新プランの導入や様々なキャンペーンの実施など積極的な募集活動を行った結果、入校生が増加し増収となりました。

ヘルスケア事業は、化粧品OEM販売で復調の兆しが見えるも、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、対面販売方式の化粧品が低調でした。

海藻由来のフコイタンは、中国大手化粧品メーカーに保湿剤として採用されましたが、海外での健康食品用途の販売は延期となりました。

カンボジア現地法人の設立、新ブランドの開発およびECサイトの立ち上げなど、新事業展開のための初期費用が発生したことにより、その他の事業全体の売上高は300百万円（前年同期比13.7%減）、営業損失38百万円（前年同期は営業損失7百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は、329百万円であります。主な内訳は、次のとおりであります。

①当連結会計年度に完成した主要設備

インテリア産業資材事業における設備投資は、四日市工場の建物およびカーペットの製造設備などに134百万円実施いたしました。

ファインケミカル事業における設備投資は、本社工場の化成品製造設備などに63百万円実施いたしました。

不動産事業における設備投資は、賃貸用建物などに59百万円実施いたしました。

衣料事業における設備投資は、宮崎工場の紡績設備などに34百万円実施いたしました。

これらの所要資金は、自己資金および借入金等によって賄っております。

②重要な固定資産の売却、撤去、滅失

当連結会計年度において重要な固定資産の売却、撤去、滅失はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループでは従前より機動的な事業投資等に必要となる資金を安定的に確保するため、長期借入金を中心とした資金調達を行っております。

当連結会計年度におきましては、従前の調達資金の返済等のための資金として2月から9月にかけて長期借入金42.2億円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

1. 「中期経営計画（令和4年度～令和6年度）」（令和4年2月15日公表）

①策定の背景

当社グループを取り巻く経営環境は、コロナ禍を契機としたデジタル化の加速、SDGsによる世界的な規模での環境や人権リスクへの意識の高まり、原燃料高などによるコスト増など、様々な要素が複雑に絡み合い、困難かつ柔軟なかじ取りが必要になってきています。そのような環境背景に対応すべく、既存の基幹5事業（衣料・インテリア産業資材・エレクトロニクス・ファインケミカル・不動産）については新領域への展開も視野に入れた効率的かつ持続可能な仕組みの再構築を行い、一方で次世代を見据えた新事業の創出を目指した中期経営計画を策定しました。

②基本戦略

- ・強み、成長分野を見据えたポートフォリオの再構築
- ・持続的な成長に資する重点的な設備投資
- ・環境に配慮したバリューチェーンの構築などサステナビリティへの取り組み
- ・SDGs、機能性を切り口にした新領域への展開
- ・DXによる業務改善、改革の継続的推進

③数値目標（連結）

単位：百万円

	令和3年12月期 (実績)	令和4年12月期 (計画)	令和5年12月期 (計画)	令和6年12月期 (計画)
売上高	15,532	16,000	16,500	17,000
営業利益	358	450	550	630
経常利益	417	380	480	550
親会社株主に帰属する 当期純利益	258	220	280	330

④投資計画

- ・設備投資額（令和4年度～令和6年度） 累計 24億円

⑤株主還元

当社は、株主への利益還元を最重要課題のひとつとして認識しています。各年度において成長投資、財務状況とキャッシュフローなどのバランスを総合的に勘案した上で、利益水準に応じて配当を引き上げていくこととし、配当性向35%を目安として安定的かつ継続的に実施していきます。

2. 令和4年度の施策について

令和4年度は「中期経営計画」の初年度になります。新型コロナウイルスは新変異株の出現により再拡大しており、経済活動の回復にはまだ時間がかかるものと思われませんが、一方ではニューノーマル下において新たなビジネスチャンスも出現しています。このような変化の激しい状況を注視しつつ、中期経営計画達成の足固めの年となるよう、様々な施策を実行していきます。

各事業分野で取り組む施策は以下のとおりです。

事業	主な取り組み
衣料事業	<p>コロナ禍によって加速されたライフスタイルの変化、原材料価格やエネルギーコスト上昇圧力の中、以下の施策を進めていきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 持続可能なバリューチェーンの構築 メーカーとして、自社グループをはじめ、協力会社を含めた持続可能なバリューチェーンを構築し、環境負荷低減と経済合理性の両立を実現していきます。 2. 適地生産強化と生産性向上 国内外の適地生産体制の強化、それに伴う物流の合理化をさらに進めます。また、DXやFAの積極的導入による生産性の向上や、管理業務の効率化を図るなど、コスト削減を徹底していきます。 3. 開発の強化 SDGsに対応した素材や高付加価値商品の開発を強化し、収益性の向上を図ります。また、ファッション衣料素材に依存した商品構成から、ヘルスケア分野の素材開発を展開することで、収益の安定化を図ります。 4. スクール部門の強化 収益拡大に向け、グループのニット製品子会社および制服縫製子会社と連携した総合的な対応によるシェア拡大や、周辺商材の開発による拡販を進めていきます。
インテリア産業資材事業	<p>インテリア産業資材事業は以下の3つの戦略を推し進めていきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生産の効率化 国内、中国子会社とも新規商材の立ち上げ、および効率化を図るため既存設備の改修、改造および工程の見える化による生産の効率化を進めていきます。 2. 品質へのプライド・ものづくりへのこだわり すべての分野で新規商材の受注獲得のための新規開発を進めていきます。 ポリプロファイバーでは、細番化、高機能綿の開発・販売、カーペット不織布では、高付加価値機能商材の開発・販売を目指します。 3. 環境に配慮したものづくり 導入済みの環境に配慮した排水処理設備の適切な運用と更新を実施するとともに、工場で使用するエネルギーの低炭素排出へのシフトを実現し、環境負荷低減を推し進めます。また、リサイクル事業では、産官学共同研究による「リサイクル炭素繊維の連続繊維化および製布化」に取り組んでおり、リサイクルカーボンファイバーの高付加価値製品化に繋げていきます。

事業	主な取り組み
エレクトロニクス事業	<p> 昨年は、巣ごもり需要や半導体不足による大幅な受注増により増収・増益となりました。 本年は、反動による減速が懸念されるとともに、原材料、人件費、物流費の値上げが収益を圧迫することが予想されます。このような環境下、主要分野において以下の重要施策を推進していきます。 </p> <ol style="list-style-type: none"> ACコントローラー分野 生産部材の調達を安定的に確保するため、無錫東亜紡織有限公司にエレクトロニクス関連部門を新設して生産地中国での現地調達比率を高めるとともに、中国外注先の管理体制を強化します。また、DXを有効に活用することで、日本からの生産管理および品質管理を強化して生産効率を高めていきます。 電子デバイス分野 主要半導体においては、サプライヤーと中長期購入契約を締結して安定確保を図ります。その上で、今まで参入できなかった事務機や衛生家電分野への積極的な営業を行います。 成長期待分野 ロボットに使用される減速機は、主要部品のベアリングの質を高めて安定的な生産を確立して販売に結びつけます。 電子棚札や個人向けビールサーバー用のコントロール基板は、生産部材の調達が比較的容易であるため、拡販による販売増を目指します。
ファインケミカル事業	<p> 原油価格の高騰や新型コロナウイルスの影響など厳しい事業環境ではありますが、将来の成長軌道を確認なものとするために、今年度は以下の重要戦略を推進していきます。 </p> <ol style="list-style-type: none"> デジタル機器やEV用途などで市場拡大が続く電子材料分野の旺盛な需要に対応するために、設備増強投資を年内着実に進め、売上・利益拡大に向けた取り組みを強化します。 また、フォトレジスト材料向けの生産能力および品質の向上に努め、ユーザーの要望にしっかり応える体制の強化に注力します。 新型コロナウイルスやジェネリック業界における品質問題の影響を受けたヘルスケア分野では、引き続きコスト削減に徹するとともに、国内回帰の趨勢が見られる新規受託材料獲得に向け積極的な営業活動を推進します。 今年度も省エネ・リサイクル・廃棄物排出削減への積極的な取り組みを充実させ、人類共通の社会課題解決に貢献しながら、持続可能かつ社会に必要とされる化学品製造事業への発展を追求します。

事業	主な取り組み
不動産事業	事業部全体として、資産の有効活用をより促進し安定収益の確保を目指します。事務所賃貸については、設備のリニューアルを行うことでオフィス環境の満足度を高め、魅力あるオフィスを提供していきます。経年により資産価値が低下している商業施設については、計画的に修繕し付加価値を高めることで稼働率と収益性の向上に努めます。老朽化した施設については、新規テナント誘致のため建て替えなど新たなスキームを検討していきます。また、SDGsを意識した資産の活用を促進し、環境負荷低減への貢献を図ります。

当社グループは、創業者の訓示である「顧客満足」「重点主義」「公平性」を脈々と受け継ぎ、人々そして暮らしの「アメニティ=快適・こちよさ」を追求する「暮らしと社会の明日を紡ぐ」企業グループであり続けるという理念のもと、以上のような取り組みを通じて持続的な成長と企業価値の向上に尽力していきます。

また、法令順守や危機管理を一層徹底するため、「トーア紡企業行動憲章」のさらなる定着と実践を推進し、より実効性のある内部統制の整備、運用を進めていきます。

(9) 財産および損益の状況の推移

企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期(当期)
	平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで	平成30年1月1日から 平成30年12月31日まで	平成31年1月1日から 令和元年12月31日まで	令和2年1月1日から 令和2年12月31日まで	令和3年1月1日から 令和3年12月31日まで
売上高	19,399百万円	19,374百万円	18,669百万円	14,752百万円	15,532百万円
営業利益	472百万円	371百万円	390百万円	270百万円	358百万円
経常利益	416百万円	335百万円	351百万円	297百万円	417百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	268百万円	248百万円	165百万円	184百万円	258百万円
1株当たり当期純利益	30円13銭	27円89銭	18円61銭	20円65銭	29円02銭
総資産	32,434百万円	31,266百万円	31,120百万円	31,248百万円	31,488百万円
純資産	11,664百万円	11,150百万円	11,172百万円	10,822百万円	11,368百万円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を除いて算出しております。

2. 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第18期会計年度の期首から適用しており、第17期会計年度の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した場合の金額となっております。

(10) 重要な子会社の状況 (令和3年12月31日現在)

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
東亜紡織株式会社	100 ^{百万円}	100 %	毛糸、毛織物、その他の各種繊維製品の製造、販売等
トーア紡マテリアル株式会社	100	100	カーペット、その他各種繊維製品の製造、販売等
大阪新薬株式会社	45	100	ファインケミカルの製造、販売等
株式会社トーアアパレル	90	100	学生服、企業ユニフォームの製造
トーアニット株式会社	10	100 (100)	ニット製品の製造
株式会社トーア自動車学校	10	100	自動車教習事業
無錫東亜紡織有限公司	7,227 ^{千US\$}	100 (100)	梳毛糸の製造、販売
広州東富井特種紡織品有限公司	9,000 ^{千US\$}	100 (100)	産業資材用製品の生産加工販売

(注) 出資比率欄の()内は、当社の間接所有比率の内数を示したものであります。

(11) 主要な事業内容 (令和3年12月31日現在)

事業	主要製品	売上高構成比
衣料事業	梳毛織糸、梳毛ニット糸、合織糸、毛織物、ジャージ	33.2 %
インテリア産業資材事業	タフトカーペット、ニードルパンチ、ロックタフト、ポリプロファイバー	37.8
エレクトロニクス事業	半導体、電子機器	14.8
ファインケミカル事業	化成品	6.6
不動産事業	不動産賃貸、ゴルフ練習場、不動産開発	5.7
その他の事業	自動車教習事業ほか	1.9

(12) 主要な営業所および工場 (令和3年12月31日現在)

会社名	名称(所在地)	名称(所在地)	名称(所在地)
株式会社トーア紡コーポレーション	本社(大阪府)	東京支店(東京都)	大阪工場(大阪府)
東亜紡織株式会社	本社(大阪府)	東京支店(東京都)	宮崎工場(宮崎県)
トーア紡マテリアル株式会社	本社(大阪府)	四日市工場(三重県)	
大阪新薬株式会社	本社(山口県)		
株式会社トーアアパレル	本社(大阪府)	佐賀工場(佐賀県)	
トーアニット株式会社	本社(岡山県)		
株式会社トーア自動車学校	三重校(三重県)	湖西校(滋賀県)	
無錫東亜紡織有限公司	本社(中国)		
広州東富井特種紡織品有限公司	本社(中国)		

(13) 従業員の状況 (令和3年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
447名	△2名	44.1歳	15年8ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

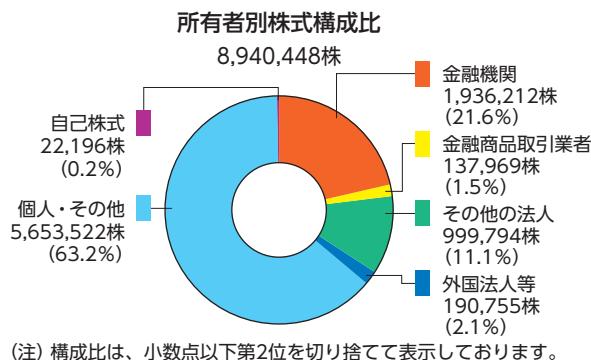
(14) 主要な借入先 (令和3年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	39 億円
株式会社三井住友銀行	14
株式会社滋賀銀行	10
株式会社りそな銀行	10

II. 会社の状況に関する事項

1. 会社の株式に関する事項 (令和3年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 14,300,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,940,448株
(自己株式22,196株を含む。)
- (3) 株主数 5,446名
- (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	903 千株	10.12 %
中間信幸	344	3.86
株式会社ソトー	323	3.62
トーア紡グループ従業員持株会	303	3.40
双日株式会社	271	3.03
中間高子	262	2.94
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	221	2.48
株式会社三洋航空サービス	200	2.24
三重県信用農業協同組合連合会	199	2.23
株式会社三菱UFJ銀行	188	2.11

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しており、自己株式 (22,196株) を控除して算出しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (令和3年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 井 渡	社長執行役員
取締役	久 保 徹	トーア紡マテリアル株式会社代表取締役社長
取締役	水 森 吉 紀	東亜紡織株式会社代表取締役社長
取締役	戸 口 雄 吾	上席執行役員 海外事業・商品開発・IT推進・経営企画担当 兼 東京支店長
取締役	戸 川 崇 光	上席執行役員ファインケミカル事業担当 大阪新薬株式会社代表取締役社長
取締役(社外)	坂 下 清 信	オリエンタル白石株式会社取締役 日本橋梁株式会社代表取締役社長
取締役(社外)	高 島 志 郎	弁護士 日本包装運輸株式会社監査役 株式会社平和堂社外取締役(監査等委員である取締役)
取締役(常勤監査等委員)	川 崎 隆 行	
取締役(監査等委員・社外)	丸 岡 健 二	
取締役(監査等委員・社外)	伊 藤 久 弥	日本トランスシティ株式会社常勤監査役

- (注) 1. 当社は、令和3年3月30日開催の第19回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 当事業年度中の取締役および監査等委員の異動
- ①高島志郎氏は、令和3年3月30日付で監査役を退任し、同日付で取締役に就任しております。
 - ②丸岡健二氏は、令和3年3月30日付で取締役を退任し、同日付で監査等委員である取締役に就任しております。
 - ③川崎隆行氏および伊藤久弥氏の両氏は、令和3年3月30日付で監査役を退任し、同日付で監査等委員である取締役に就任しております。
3. 当社は、取締役(社外)坂下清信氏、取締役(社外)高島志郎氏、取締役(監査等委員・社外)丸岡健二氏、取締役(監査等委員・社外)伊藤久弥氏の4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤の監査等委員である取締役川崎隆行氏は、経理部門に長年勤務した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く。)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびにコンプライアンス統括機能を担う部署と監査等委員との連携を円滑にするため、川崎隆行氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各取締役(監査等委員)は、会社法第427条第1項および当社現行定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および取締役（監査等委員）が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結し、当社および会社法上の国内子会社の各取締役・監査役・執行役員を被保険者として、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。当該保険の保険料は、取締役会の承認および社外取締役全員の同意を踏まえ、すべての被保険者について、当社が全額負担しております。但し、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求は、上記保険契約により填補されません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	54 (9) 百万円	54 (9) 百万円	— — 百万円	— — 百万円	9 (3) 名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14 (5)	14 (5)	— —	— —	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	4 (1)	4 (1)	— —	— —	3 (2)
合計 （うち社外役員）	72 (15)	72 (15)	— —	— —	15 (7)

- (注) 1. 当社は、令和3年3月30日開催の第19回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。監査役報酬等は、当該移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の報酬等は、当該移行後の期間に係るものであります。
2. 上記には、令和3年3月30日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外取締役1名、監査役1名、社外監査役2名の退任時までのものを含んでおります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

①当社役員報酬の決定方針

当社の役員報酬は、以下の方針に基づき決定しております。

- イ 中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるものであること。
- ロ 当社役員の役割および職責に相応しい水準であること。
- ハ 報酬決定プロセスの客観性および透明性を確保すること。

②当社取締役報酬（監査等委員である取締役を除く。）の決定プロセス

当社は、取締役等の報酬決定に係る透明性と客観性を確保するため、取締役会の委任に基づき「報酬諮問委員会」を設置しております。「報酬諮問委員会」は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）を委員長として、代表取締役および社外取締役2名（監査等委員である取締役を除く。）計3名で構成されます。

当社取締役の個人別報酬は月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で、報酬制度に基づき、「報酬諮問委員会」が個々の職制および実績、経営内容や経済情勢を勘案して審議を行った上で、決定しております。

報酬制度の変更は、報酬諮問委員会の審議により決定いたします。

③当社監査等委員報酬の決定プロセス

監査等委員の個人別報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会の協議により決定しております。

④役員の報酬等に関する株主総会決議

当社の取締役に関する株主総会決議の内容は、以下のとおりであります。

イ 株主総会決議の年月日

令和3年3月30日開催の第19回定時株主総会

ロ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

報酬限度額 年額 180百万円以内（うち社外取締役 36百万円以内）

決議当時の員数 7名（うち社外取締役 2名）

ハ 監査等委員である取締役

報酬限度額 年額 60百万円以内

決議当時の員数 3名（うち社外取締役 2名）

(7) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役坂下清信氏は、オリエンタル白石株式会社取締役および日本橋梁株式会社代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役高島志郎氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同に所属する弁護士であり、当社グループ

と同法人との間では法律顧問契約がございますが、当該支払額は当社グループの連結売上高の0.1%未満であります。また同氏が監査役を兼務する日本包装運輸株式会社および社外取締役（監査等委員である取締役）を兼務する株式会社平和堂と当社との間にはいずれも特別の関係はありません。

監査等委員である取締役伊藤久弥氏は、日本トランスシティ株式会社の常勤監査役であり、当社グループと同社との間に取引関係がありますが、当該取引額は当社グループの連結売上高の1.0%未満であります。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況			主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	監査等委員会	
社外取締役	坂下清信	17/17回	—	—	会社経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行っております。特に経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言については、期待される役割の会社経営者の目線から意見表明を行っております。また、指名諮問委員会の委員長および報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名および報酬決定に係る透明性と客観性を確保することに貢献しております。
社外監査役（令和3年1月～3月） 社外取締役（令和3年4月～12月）	高島志郎	17/17回	4/4回	—	弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行うとともに、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言についても、期待される役割の法的な観点から意見表明を行っております。また、報酬諮問委員会の委員長および指名諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名および報酬決定に係る透明性と客観性を確保することに貢献しております。
社外取締役（令和3年1月～3月） 監査等委員である社外取締役（令和3年4月～12月）	丸岡健二	17/17回	—	9/9回	これまでの会社経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役（令和3年1月～3月） 監査等委員である社外取締役（令和3年4月～12月）	伊藤久弥	17/17回	4/4回	9/9回	監査役としての豊富な経験と高い見識に基づき、客観的かつ広範な視野から適宜必要な発言を行い、経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

- (注) 1. 当社は、令和3年3月30日開催の第19回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。そのため、当事業年度における取締役会の開催回数は17回、監査等委員会の開催回数は9回、監査等委員会移行前の監査役会の開催回数は4回であります。
2. 高島志郎氏は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、令和3年3月30日付で監査役を退任し、同日付で取締役に就任しております。
3. 丸岡健二氏は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、令和3年3月30日付で取締役を退任し、同日付で監査等委員である取締役に就任しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 36百万円
- ② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 36百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

(5) 子会社の監査の状況

当社の重要な子会社のうち、無錫東亜紡織有限公司、広州東富井特種紡織品有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和3年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
I 流動資産	9,733	I 流動負債	6,603
現金及び預金	2,575	支払手形及び買掛金	1,380
受取手形及び売掛金	2,502	短期借入金	4,260
電子記録債権	550	リース債務	2
商品及び製品	2,096	未払法人税等	122
仕掛品	601	未払費用	143
原材料及び貯蔵品	1,289	その他	694
その他	137	II 固定負債	13,515
貸倒引当金	△ 20	長期借入金	7,514
II 固定資産	21,755	リース債務	0
有形固定資産	19,529	繰延税金負債	4,308
建物及び構築物	1,777	退職給付に係る負債	1,182
機械装置及び運搬具	485	長期預り敷金保証金	465
土地	17,051	資産除去債務	44
リース資産	43		
建設仮勘定	82		
その他	89		
無形固定資産	96		
その他の無形固定資産	96		
投資その他の資産	2,129	負債合計	20,119
投資有価証券	1,435		
繰延税金資産	23	純資産の部	
その他	715	I 株主資本	10,533
貸倒引当金	△ 45	資本金	3,940
		資本剰余金	3,570
		利益剰余金	3,042
		自己株式	△ 19
		II その他の包括利益累計額	826
		その他有価証券評価差額金	191
		繰延ヘッジ損益	3
		為替換算調整勘定	631
		III 非支配株主持分	8
資産合計	31,488	純資産合計	11,368
		負債及び純資産合計	31,488

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		15,532
II 売上原価		12,579
売上総利益		2,953
III 販売費及び一般管理費		2,594
営業利益		358
IV 営業外収益		
受取利息	13	
受取配当金	42	
受取保険金	34	
為替差益	24	
助成金収入	82	
その他	29	227
V 営業外費用		
支払利息	84	
持分法による投資損失	10	
従業員休業補償費	44	
その他	30	168
経常利益		417
VI 特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	11	
国庫補助金	1	13
VII 特別損失		
固定資産廃棄損	29	
固定資産売却損	0	
災害による損失	20	
固定資産圧縮損	1	51
税金等調整前当期純利益		379
法人税、住民税及び事業税	159	
法人税等調整額	△ 38	121
当期純利益		258
非支配株主に帰属する当期純損失		0
親会社株主に帰属する当期純利益		258

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知
P 2

株主総会参考書類
P 5

事業報告
P 15

連結計算書類

計算書類
P 36

監査報告書
P 39

連結株主資本等変動計算書 (令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	3,940	3,570	2,872	△ 19	10,363
当期変動額					
剰余金の配当			△ 89		△ 89
親会社株主に帰属する 当期純利益			258		258
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	—	169	△ 0	169
当期末残高	3,940	3,570	3,042	△ 19	10,533

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	113	△ 0	337	450	8	10,822
当期変動額						
剰余金の配当						△ 89
親会社株主に帰属する 当期純利益						258
自己株式の取得						△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	78	4	294	376	0	376
当期変動額合計	78	4	294	376	0	546
当期末残高	191	3	631	826	8	11,368

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (令和3年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
I 流動資産	5,060	I 流動負債	4,918
現金及び預金	1,000	買掛金	477
受取手形	104	短期借入金	4,128
電子記録債権	550	未払金	51
売掛金	801	未払費用	31
商品及び製品	323	未払法人税等	84
原材料及び貯蔵品	315	前受金	80
前払費用	28	預り金	55
関係会社短期貸付金	1,818	預り敷金保証金	6
その他	139	その他	2
貸倒引当金	△ 22	II 固定負債	10,341
II 固定資産	19,334	長期借入金	7,351
有形固定資産	11,016	繰延税金負債	2,278
建物	780	長期預り敷金保証金	396
構築物	62	退職給付引当金	290
機械及び装置	8	資産除去債務	24
車両運搬具	0		
工具器具備品	31		
土地	10,129	負債合計	15,259
建設仮勘定	3	純資産の部	
無形固定資産	54	I 株主資本	8,946
ソフトウェア	51	資本金	3,940
商標権	0	資本剰余金	3,569
その他	2	その他資本剰余金	3,569
投資その他の資産	8,263	利益剰余金	1,456
投資有価証券	1,476	利益準備金	80
関係会社株式	6,547	その他利益剰余金	1,376
出資金	23	繰越利益剰余金	1,376
その他	216	自己株式	△ 19
貸倒引当金	△ 0	II 評価・換算差額等	189
		その他有価証券評価差額金	185
		繰延ヘッジ損益	3
資産合計	24,394	純資産合計	9,135
		負債及び純資産合計	24,394

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知
P 2

株主総会参考書類
P 5

事業報告
P 15

連結計算書類

計算書類

監査報告書
P 39

損益計算書 (令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高	3,872	
経営指導料	288	4,160
II 売上原価		2,919
売上総利益		1,241
III 販売費及び一般管理費		1,128
営業利益		113
IV 営業外収益		
受取利息及び配当金	144	
その他	24	169
V 営業外費用		
支払利息	79	
その他	21	101
経常利益		181
VI 特別利益		
投資有価証券売却益	11	
その他	1	12
VII 特別損失		
固定資産廃棄損	4	
子会社株式評価損	1	
その他	1	7
税引前当期純利益		186
法人税、住民税及び事業税	22	
法人税等調整額	△ 22	0
当期純利益		185

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	3,940	3,569	3,569	71	1,288	1,360
当期変動額						
剰余金の配当 (注) 2				8	△ 98	△ 89
当期純利益					185	185
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	—	8	87	96
当期末残高	3,940	3,569	3,569	80	1,376	1,456

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 19	8,849	110	△ 0	109	8,959
当期変動額						
剰余金の配当 (注) 2		△ 89				△ 89
当期純利益		185				185
自己株式の取得	△ 0	△ 0				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			74	4	79	79
当期変動額合計	△ 0	96	74	4	79	175
当期末残高	△ 19	8,946	185	3	189	9,135

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 剰余金の配当は、令和3年3月30日開催の定時株主総会決議によるものであります。

招集通知
P 2

株主総会参考書類
P 5

事業報告
P 15

連結計算書類
P 33

計算書類

監査報告書
P 39

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和4年2月18日

株式会社トーア紡コーポレーション
取締役会御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 高井晶治 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田村 透 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーア紡コーポレーションの令和3年1月1日から令和3年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーア紡コーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和4年2月18日

株式会社トーア紡コーポレーション
取締役会御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 高井晶治 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田村 透 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーア紡コーポレーションの令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類・計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年2月22日

株式会社トーア紡コーポレーション監査等委員会

常勤監査等委員 川崎 隆 行 ㊟

監査等委員 丸岡 健 二 ㊟

監査等委員 伊藤 久 弥 ㊟

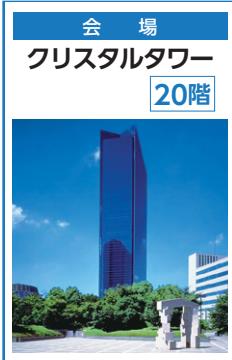
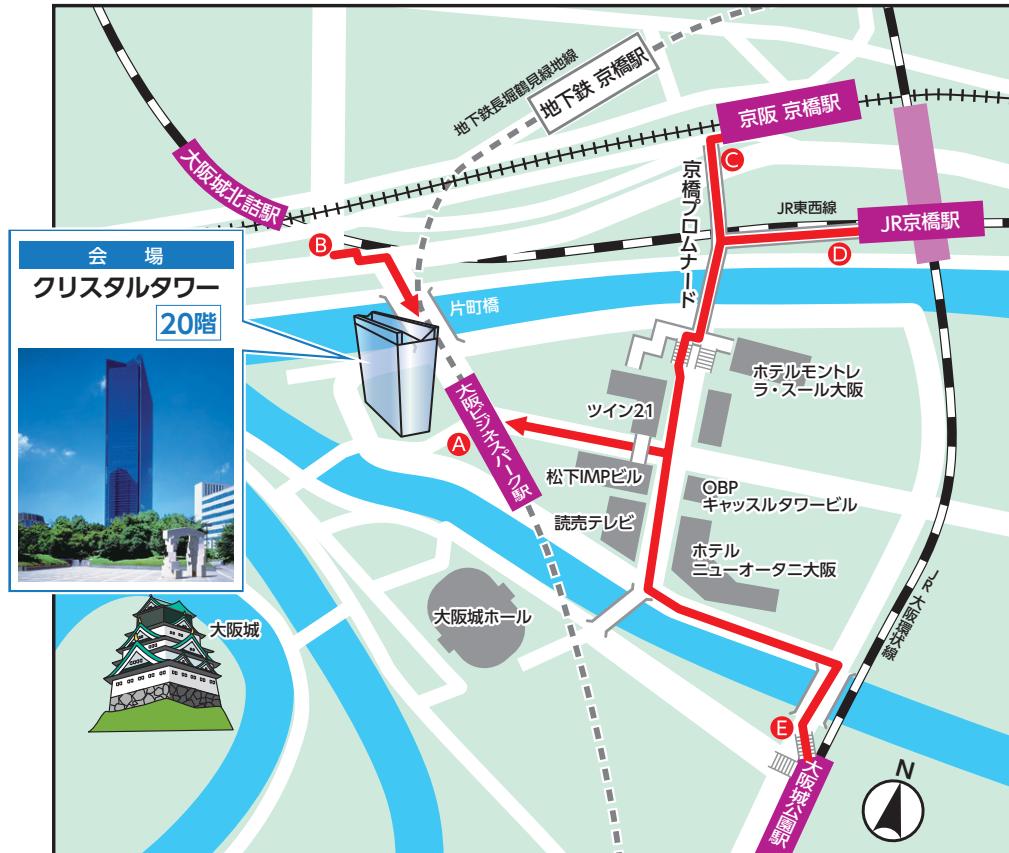
(注) 監査等委員 丸岡健二及び伊藤久弥は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株式に関するご案内

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月に開催
基準日	毎年12月31日
株主名簿管理人 特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料) インターネットホームページ https://www.tr.mufg.jp/daikou/
手続きにおける ご注意	<ol style="list-style-type: none">株主様の住所変更、買取請求、その他各種お手続きにつきましては、株主様が口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。 なお、特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、上記特別口座管理機関である三菱UFJ信託銀行にお問い合わせください。未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行全国本支店でお支払いいたします。
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部
単元株式数	100株
公告方法	電子公告 公告掲載URL https://www.toabo.co.jp/ 電子公告による公告ができない場合、日本経済新聞に掲載いたします。

株主総会会場 ご案内略図



会 場 クリスタルタワー 20階 A会議室
 大阪市中央区城見一丁目2番27号

最寄りの駅 **A** 地下鉄 長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク駅」③番出口から徒歩約3分
 (クリスタルタワーへ地下道が直結)



- B** JR 東西線「大阪城北詰駅」①番出口から徒歩約5分
- C** 京阪本線「京橋駅」片町口から徒歩約12分
- D** JR 大阪環状線「京橋駅」西出口から徒歩約12分
- E** JR 大阪環状線「大阪城公園駅」から徒歩約12分

(注) 駐車場・駐輪場のご用意はいたしておりませんので、お車や自転車でのご来場は
 ご遠慮願います。



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に
 基づき、より多くの人に見やすく
 読みまちがえにくいデザインの文字を
 採用しています。